

# 第55回機械振興賞受賞候補者募集要領

(研究開発・大企業用)

## 1. 表彰対象

独創性、革新性および経済性に優れた機械産業技術に関わる研究開発およびその成果の実用化により、新製品の製造、製品の品質・性能の改善、または生産の合理化に顕著な業績をあげたと認められる企業・大学・研究機関（以下「企業等」という。）および研究開発担当者（一業績につきおおむね5人程度を限度とし、事情により当該企業等に属さない者も含む。）とします。

ただし、当該研究開発は、おおむね過去3年以内に完成したものに限りします。

## 2. 募集方法

一般公募します。受賞候補者の募集期間は4項に定める期間とします。

## 3. 提出書類

### 3.1 応募申請書

協会 Web ページにある第55回機械振興賞受賞候補者応募申請書（研究開発用 その1～3）に所要事項を記入してください。応募申請書（研究開発用 その1）における業績の題目は商品名や特殊な記号等を含まず、冗長的な表現を避け、簡潔で内容が理解できる表現にしてください。応募申請書（研究開発用 その2）には開発の背景（開発に至った背景・課題等）、技術上の特長、実用上の経済性、特許の出願・登録の状況などを文章で簡明に記述してください。

また、応募申請書（研究開発用 その3）には開発した機械・装置等および技術の内容の概略をまとめて記述してください。

なお、応募申請書（研究開発用 その2、その3）は、ワープロで作成して送付してください。様式は Web ページ (<http://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>) から取得したものを使用してください。

応募申請書（研究開発用 その2、その3）はそれぞれA4判1枚にまとめてください。

### 3.2 添付書類

応募申請書の他に、以下の書類を必ず添付してください。

- (1) 詳細な内容説明書（研究開発用）A4判10頁以内。審査のみに使用し、部外秘とします。
- (2) 参考資料（公開されているものを添付してください）
  - ① 特許関係：登録、公開されているものがある場合は、主なものについて公報の写し（2件以内）を添付書類として提出してください。
  - ② カタログ等：開発した機械・装置の技術的ポイントを中心としたものを添付してください。

(裏面へ続く)

- ③ 論文等：当該業績について学協会誌等への掲載論文のある場合は、主なものについてそのコピー2件以内を添付してください。

#### 4. 応募申請書等の提出

応募申請書は、募集期間中（令和2年4月1日（水）から5月29日（金）必着）に、応募申請書と添付書類を下記に提出してください。提出は郵送または電子メール等をお願いいたします。また、できるだけ**電子データでの提出**をお願いいたします。印刷物を郵送される場合は、6部（原本+コピー5部）提出してください。

##### 提出先、問い合わせ先

〒203-0042 東京都東久留米市八幡町1-1-12

（一財）機械振興協会 技術研究所 産学官連携センター（東久留米） 賞事務局

Eメール prize@tri.jspmi.or.jp、TEL 042-475-1168、FAX 042-474-1980

#### 5. 選考

会長が委嘱する学識経験者より成る審査委員会により行います。

##### 審査スケジュール(予定)

- ①募集（4～5月）、②書類審査（6～7月）、③ヒアリング審査（7～8月）※、④現地調査（8月～9月）、⑤審査委員会（10月）、⑥受賞者の発表（12月）、⑦表彰式（2月）

※省略する場合があります

#### 6. 表彰方法

- (1) 会長は、特に優秀と認められるものについて経済産業大臣賞の授与を申請するものとします。
- (2) 会長は、機械振興協会会長賞および奨励賞の受賞者に対し、会長名の賞状を贈呈します。
- (3) 会長は、経済産業大臣賞および機械振興協会会長賞を受賞する企業等に対し、記念品を贈呈します。
- (4) 会長は、経済産業大臣賞および機械振興協会会長賞を受賞する企業等に対し、賞金を贈呈します。賞金の額は、経済産業大臣賞は80万円、機械振興協会会長賞は30万円（研究開発担当者が複数である場合も、これらと同額）とします。

#### 7. 後援（一部手続き中）

経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、東京中小企業投資育成、名古屋中小企業投資育成、大阪中小企業投資育成、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、発明協会、JKA、日本機械工業連合会、日本技術士会、中小企業診断協会、日本経済新聞社、日刊工業新聞社

（裏面へ続く）

[注 記]

- (1) 外国からの技術導入に基づくものは、原則として選考の対象としません。ただし、独創的な改善が加えられた場合はこの限りではありません。
- (2) 社内専用機、あるいは社内生産システムに関する業績であっても、それが実用化されている場合は選考の対象とします。
- (3) 助成金、奨励金等を受けて行った研究開発の業績も選考の対象とします。
- (4) 他の同種の表彰を受けた業績も選考の対象とします。

以上